

第1回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成29年7月26日（水曜日） 午後2時00分～

場 所 春日住民センター 2階 研修室

出席者 大野亮祐 福村 忠 西本進治 村上 茂
坂谷高義 内堀恭子 岩見裕美 大西かほる
吉見温美 亀井敏数 佐中拓夫 近藤 寛
和田克昭

欠席者 中道知代子 津田正夫

事務局 駒谷誠建設部長、近藤利明下水道課長、西山健吾経営管理係長、和久明一工務係長、青木一典施設管理係長、荻野佐和子主幹、矢持竜児主幹、柳瀬理香子主事

傍聴者 なし

1. 開会

（事務局） それでは、ご案内しておりました時間がまいりましたので、ただいまから「第1回丹波市下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。本日は何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日司会進行いたします下水道課経営管理係長の西山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、配付いたしました次第に基づきまして進めさせていただきます。

まず、駒谷建設部長より開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

2. 建設部長あいさつ

（駒谷建設部長） 皆様、こんにちは。建設部長の駒谷でございます。本日は丹波市下水道事業運営審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様にはそれぞれ公私問わずご多忙なお立場の中で、下水道事業運営審議会の委員を快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

丹波市の下水道は昭和40年に氷上地域で公共下水道の整備を開始して以来、丹波市の合併時にはすでにそのほとんどが完了しております。整備促進をしてきた時代から、施

設を維持管理する時代を迎えており、今後は 35 か所ある処理場の改築更新が必要となつてきております。また、今後さらに人口減少や節水器具の普及等の社会情勢の変化のなかで、収益が減少する傾向にあり、大きな財政負担となつてまいります。

しかしながら、日常生活で欠くことのできないサービスとして供給することが必要である下水道事業を今後も安定的かつ継続的に運営していくためには、平成 25 年 5 月に策定した『丹波市下水道中期ビジョン』に基づき、下水道の処理施設の統廃合を行って改築更新費用をできるだけ抑えていくことと、長寿命化計画に基づく改築更新費の平準化を行っていく必要があります。

また、小口使用者の下水道使用料が県内でも高い状況であり、市民や議会等からもご意見をいただいていることから、基本料金等の見直しについても今後ご審議賜ることとなります。

本日は新しい委員の皆様もお迎えしておりますので、当審議会の会長、副会長を決めていただくことや丹波市の下水道事業会計の予算や現状の取り組みについてご報告を申し上げたいと考えております。委員の皆様には豊富な経験と幅広い見識をお持ちいただいております。どうか、下水道事業、また丹波市のためにご指導、ご助力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(事務局) 次に、次第の 3 番目委員紹介を行いたいと思います。たいへんお世話になります今後 2 年間ですが、各委員の皆様、順次自己紹介をお願いします。なお、本日、中道知代子委員様、津田正夫委員様につきましては、都合により欠席されています。内堀恭子委員につきましては遅れる旨のご連絡がありましたので先に進めさせていただきます。それでは、順にお願いします。

3. 委員紹介

《委員自己紹介》

(事務局) ありがとうございます。では、当審議会に出席させていただきました職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員自己紹介》

(事務局) 続きまして、本日の資料を確認させていただきたいと思います。

《資料確認》

(事務局) 以上の資料となっております。不足資料等がございましたら議事に入ります前にお申し出ください。

すみません。資料の訂正がございまして、配付しております審議会委員名簿の事務局のところで、荻野佐和子、矢持竜児、柳瀬理香子が「管理係」となっておりますが「経営管理係」の誤りですので後日、差替え等させていただきますが、訂正をお願いします。不足資料はございませんか。では、次に進みたいと思います。

4. 丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例の説明

(事務局) 次に当審議会の設置の根拠となる「丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例」の説明をさせていただきます。

まず、この条例は第1条の設置から第9条のその他までで構成されております。第2条では審議会は市長の諮問に応じて、下水道使用料に関する事、下水道受益者分担金に関する事、その他市長が必要と認める事項について、審議し答申すると規定されております。設置については使用料と受益者分担金が主な内容でして、公共料金ですので、需要と供給のバランスといえますが、民間の営利活動を目的としたものではなく、決まってしまうとそのまま使用者の方からいただくということになります。この審議会では審議していただき、ご意見等いただき決定していくことになっております。

第3条では委員の数は18名以内で、第2項では委員は「識見を有する者」、「使用者を代表する者」から市長が委嘱することになっております。第3項では委員の互選によって会長、副会長を置くことになっております。会長は審議会を代表し、会務を総理して副会長は会長を補佐し、会長に事故もしくは欠けたときはその職務を代理すると規定されております。

第4条には委員の任期を2年として、再任は妨げないことになっております。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間となっております。

ここで、委員名簿に記載している任期についてですが、委員の改選のため、平成29年5月17日で修正していますが、実際の任期は平成28年10月30日から2年間の平成30年10月29日となります。

第5条には会議は会長が招集し、議長となると規定されております。また、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないこと、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによると規定されております。

第6条には必要に応じて専門部会を置くことができることとなっております。

なお、本審議会は「丹波市自治基本条例」第18条の規定により原則公開することになりますので、傍聴人を許可しております。以上で説明を終わらせていただきます。何か質問等はございませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

5. 会長等の選出

(事務局) では、会長等の選出に移りたいと思います。条例にもありました通り、本審議会の進行、とりまとめ等の会務をお世話になります会長・副会長の選出を互選でお願いしたいと思います。皆様ご意見等ございませんでしょうか。

本日が初めての方もいらっしゃると思いますので、選出はなかなか難しいと思いますので、事務局から選出方法のご提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局) ありがとうございます。それでは、事務局よりご提案させていただきます。

当審議会は、識見を有しておられる方5名、使用者を代表される方10名で構成されています。使用者を代表される方の中から会長、副会長を選出していただくということで、会長を丹波市自治会長会から推薦いただいた5名の中から1名、副会長を丹波市消費者協議会から推薦いただいた5名の中から1名、それぞれ互選をいただくという方法はどうでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局) ありがとうございます。今から少しお時間を取らせていただきますので、それぞれの会の中から選出をお願いします。

(事務局) それでは、それぞれの会より選出いただいた委員を報告します。会長候補者として丹波市自治会長会から坂谷高義委員様、副会長候補者として丹波市消費者協議会から大西かほる委員様の推薦がありました。それぞれの委員様を会長、副会長としてご承認をいただける方、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

《拍手多数》

(事務局) ありがとうございます。それでは、委員の皆様にご承認をいただきましたので、会長に坂谷高義委員、副会長に大西かほる委員にお引き受けいただきたいと思います。

それでは、坂谷委員様、大西委員様、会長席、副会長席への移動をお願いします。

6. 会長、副会長あいさつ

(事務局) それでは会長、副会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

まず、坂谷会長からお願いします。

(会長) ただいまご指名を受けました市島地域の坂谷でございます。私が一番なりたての地域の代表の会長ということで、任期が一番長いということで、指名を受けました。この下水道事業については大変、大事な問題で統廃合も問題を抱えておまして、皆様によっていろいろ慎重に議論をして、よい下水道事業をやっていけるように、我々もよい協議をしたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。そして、副会長の大西さん2年間よろしく申し上げます。簡単ではございますが、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

(事務局) ありがとうございます。大西副会長よろしく申し上げます。

(副会長) 失礼いたします。ただいま副会長にご指名いただきました丹波市消費者協議会推薦の大西かほるでございます。下水道事業の経営は大変厳しい状況のようですので、たいへん重要な責務を与えられました。しかし、下水道は我々の生活に密着しておりますので、それぞれの委員の皆様には使用者としても下水道の経営を注視し、特に下水道使用料などについて活発なご意見を交換していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。それではここから坂谷会長に進行をお願いしたいと思っております。会長よろしく申し上げます。

7. 報告事項

(会長) それでは、第1回丹波市下水道事業運営審議会の議事を進めさせていただきます。

7. 報告事項の(1)「平成29年度当初予算について」から順に報告を受けます。事務局より説明を求めます。

(1) 平成29年度当初予算について

(近藤課長) 失礼します。下水道課長の近藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、お手元の資料のA3大きい一枚ものの紙でご説明いたしますが、内容に入ります前に、平成29年度の下水道事業予算において基本的な考え方としましては、丹波市の下水道事業の普及率が99.9%、市内のほぼ整備が終えております。そうしたことで平成25年に策定いたしました下水道中期ビジョンに基づきまして、下水道施設の維持管理、また、更新を適切に行うとともに効率的で安定した事業経営を確保するための取り組みを進めている予算としております。それでは下水道事業会計予算の概要としてご説明申し上げます。

まず、歳出予算の総額は63億3,570万円で、前年度対比でマイナスの6億9,760万円の9.91%減を見込んでおります。

次に各取引の予算で申し上げますと、はじめに表の左側、青色の表ですね、その収益的収入及び支出をご覧いただきたいと思いますが、ここは汚水処理のための財源と費用の予算でございます。そこで下水道事業収益は37億4,970万円と前年度比でマイナスの4億8,830万円、11.5%の減収を見込んでおります。その下水道事業収益の主なものといたしましては、営業収益では下水道使用料が12億1,800万円と前年度比でマイナスの100万円、0.08%減とほぼ横ばいを見込んでおります。収益全体の32.5%、約3分の1を占めておりまして下水道事業の健全経営を行う上での貴重な財源となっております。

また、営業外収益では減価償却費の減少に伴いまして一般会計からの繰入金であります他会計補助金が12億6,503万7千円と前年度比でマイナスの2億5,186万円、また長期前受金戻入が12億5,161万5千円と前年度比で2億2,703万3千円の減少を見込んでおります。

一方、下水道事業費用では37億400万円と、前年度比でマイナスの5億3,300万円、12.6%減を予定しております。その下水道事業費用の主なものといたしましては、営業費用では、管渠費が1億2,190万7千円、処理場費が5億4,202万1千円で、合計で6億6,392万8千円でございます。これが施設を維持管理するための費用、維持管理費にあたります。前年度比でプラスの189万8千円、0.29%増を予定しております。また、減価償却費は21億8,720万9千円、前年度比でマイナスの4億6,905万9千円を予定しております。また、営業外費用では、企業債の償還利息であります支払利息及び企業債取扱諸費は、5億8,710万円と、前年度比で4,889万7千円の減少を予定しております。よって平成29年度の収益的収支におきましては、4,570万円の黒字を見込んでおります。

次に、右側のオレンジ色の欄の資本的収支をご覧いただきたいと思いますが、ここは、下水道施設を整備するための費用と財源の予算でございます。そこで、資本的収入では19億1,500万円と前年度比較でマイナスの1億7,820万円、8.51%減を見込んでおります。その資本的収入の主なものとしましては、施設整備の財源とする借金であります企業債が、8億2,500万円と、前年度比較でマイナスの1億130万円、また企業債償還金に充てます一般会計からの繰入金であります他会計補助金が9億701万3千円と前年度比較でプラスの1,178万3千円の増。また、施設整備にかかります国、県からの補助金は1億5,500万円と前年度比較でマイナスの8,200万円を見込んでおります。

一方で、資本的支出につきましては26億3,170万円と、前年度比較でマイナスの1億6,460万円、5.89%の減を予定しております。その資本的支出の主なものとしましては、施設整備に伴います建設改良費が4億643万6千円で、前年度比較でマイナスの3億157万4千円を予定し、企業債償還金は21億6,536万4千円と前年度比較でプラスの1億41万3千円の増を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して7億

1,670万円の不足が生じる見込みであるわけですが、この不足額につきましては内部留保資金で補てんする予定としております。

それでは、次に右のページの平成29年度の主な事業をご説明させていただきます。大きく分けて5点ございます。

1点目は、下水道施設の長寿命化を図りますということで、長寿命化対策と言いますのは、老朽化した設備機器をオーバーホール、また更新を行うことで機能の延命化を図るものでございまして、29年度におきましては氷上東、氷上南、和田の3つの浄化センターの改築更新工事を実施いたします。新たに氷上北、黒井の2つの浄化センターの改築更新工事の実施設計業務を実施いたします。

2点目に、雨水対策事業を実施します。氷上中央浄化センターの同敷地内に設置しております東部雨水ポンプ場につきまして近年の局地的豪雨によりましてたびたび浸水被害が発生したことで浸水被害から軽減するためにポンプの雨水排除能力を見直しまして住民が安心安全に暮らせるよう新たな場所でポンプ場の建設に加えポンプの増設、更新に向けた実施設計業務を実施いたします。

3点目に、農業集落排水施設の機能強化対策を実施いたします。下水道施設の統廃合計画の中で、存続します農業集落排水施設の7浄化センターの機能強化のための計画策定業務を実施いたします。

4点目に、下水道施設の統廃合を実施いたします。平成25年に策定しました下水道中期ビジョンに基づきまして35ある施設を18施設とする統廃合事業のスタートの年度となっております。今年度は、和田浄化センターに和田西処理区を統合するための実施設計と、小川浄化センターに草部、南中、和田南の各処理区を統合するための小川浄化センターの増設工事の実施設計を実施いたします。なお、現在、地元の自治会と協議を進めておる段階ではございますので年次計画は若干変更になることも予想されるため、実施処理区の入替が生じてくることも考えられますのでご了承いただきたいと思います。統廃合計画の詳細につきましては、この後の3つ目の報告で担当係長より詳しくご説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

5点目に、不明水調査、止水工事を行います。下水道管、マンホールの老朽化や一般家庭における誤接続によりまして、雨天時に不明水が浄化センターに大量に流入することで施設の負荷が増大し維持管理面でも大きな支障をきたしているところがございますので、年次計画的に不明水調査と合わせまして止水工事を実施する予定としております。以上簡単ではございますが、29年度当初予算についての報告説明とさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。ご質問、意見等は報告事項がすべて終了してからにします。続きまして、(2) 排水設備、水洗便所改造資金利子補給制度の廃止について報告をよろしく申し上げます。

(2) 排水設備、水洗便所改造資金利子補給制度の廃止について

(近藤課長) お手元の資料 2 をご覧ください。制度廃止の説明の前にこの制度の内容につきまして簡単にご説明申し上げたいと思います。

この制度は汲み取り便所を水洗便所に改造するための工事、また浄化槽から下水道に接続する工事を対象にしまして融資額 120 万円を限度とし 6 か月以内年 3 %以内で利子を補給する制度でございます。この制度は下水道法によりまして、「下水道に接続できる状態いわゆる供用開始から 3 年以内に接続するよう」と法で定められていることから、下水道への早期接続を強く進めるために支援制度を整備したものでございます。合併以前より各旧町におきまして規則等で定めておりました。それを合併時に市の制度として継承したものでございます。それでは資料を基にご説明申し上げたいと思います。

まず 1 つ目の廃止の理由につきましては、水洗化率の向上により対象となる工事の減少に伴いまして、平成 19 年度以降、当支援制度の利用者が減っていること、また、近年の超低金利の金融情勢や丹波市の住まいづくり課の「住宅リフォーム助成金」などといった他の支援制度が開始されたことにより現状、この制度の必要性が薄れてきたことが理由でございます。

続いて 2 の市内の接続の状況でございます。これは近年 5 年間の推移を示していますが、下水道の接続率を見ていただきますと平成 24 年度末では 93.66%でありましたが、年々減っておりまして平成 28 年度末では接続率が 97.45%となっております。しかし、近年の平成 27 年度以降の増加率はわずかにとどまっております。今後大きく伸びることはないものと推測しております。

次に 3 の平成 17 年以降の等制度の申請状況でございますが、合併直後の平成 17 年が 9 件、18 年が 7 件の申請を受けておるところでございます。これは山南町の和田西浄化センターの供用開始が平成 14 年と市内で最も遅いということで、供用開始から間もないことから合併直後は排水設備の工数の件数も多く、申請件数も近年に比べ多くなっているところがございます。平成 20 年度以降は 1 件ないし申請がなかった 0 件と当制度の役割は近年極めて低くなっているのが現状でございます。

最後に 4 の制度廃止に向けた今後のスケジュールについてご説明申し上げますと、6 月 21 日に市議会の産業建設常任委員会で廃止につきまして説明申し上げました。そして、今月の 7 月 20 日発行の広報で廃止に向けたお知らせを掲載させていただいております。合わせましてホームページにつきましても 7 月 20 日に更新させていただいております。さらに 11 月 20 日の広報へ再度掲載させていただきまして、住民周知を徹底し平成 30 年 3 月 31 日申請日まで随時受付をいたしまして 3 月 31 日をもって制度廃止とさせていただきます。

この制度につきましては環境整備課が浄化槽の設置につきましても同様の制度を使っておりますので、下水道のみならず浄化槽についても今回この制度を廃止する予定です。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

(会長) ありがとうございます。

続きまして報告事項(3) 処理施設統廃合事業について説明をよろしく申し上げます。

(3) 処理施設統廃合事業について

(工務係長) それでは資料3を基に統廃合計画の説明をさせていただきます。この資料につきましては先日の都市計画運営審議会で配布いたしましたものを一部掲載しております。自治会長、代表の方には同じような説明になろうかと思いますがご容赦願いたいと思います。

それでは最初のページにあります目次をご覧ください。3つ項目を挙げております。1つ目に下水道事業の現状、2つ目に下水道事業の将来の課題、3つ目に下水道統廃合計画の説明ということで、順次説明させていただきます。

それでは下の段を見てください。下水道事業の現状ということで、今、丹波市の施設がどういう形で各地域にあるかといいますと、青色で塗っております市島、春日につきましては16施設ございまして、それらにつきましては由良川を通過して日本海へ処理した水が流れます。それから黄色で塗っております氷上、柏原、山南の19施設につきましては加古川を通過して瀬戸内海へ流れます。それから青垣地域につきましては、合併浄化槽の地域となっております。青と黄色で塗っている地域につきましても全てが下水道ではなくてそれぞれ合併浄化槽の区域も点在しております。それで合わせまして下水道施設につきましては35の施設がございます。

続きまして裏面上段を見てください。これにつきましては先ほど申しました35施設について表で表したものでございまして、まず赤色で塗っております事業の一番左の列を見ていただきますと公共、特環ということで、公共下水道と特定環境保全公共下水道ということで、これにつきましては国土交通省の補助をもらって下水道事業をしています。いわゆる公共下水道というものになります。これが11施設あります。それから下の緑色のところで農集と書いております。これが農業集落排水ということで、農林水産省の補助をもらって、下水道で比較的小規模な下水道でこれが19施設あります。それから下の黄色、コミプラと書いてありますがこれが、コミュニティ・プラントということで環境省の補助をもらって下水道を整備した事業でございまして、これも比較的小規模な下水道ということになりまして、全てで35施設ということでございます。横に昭和、平成と年度を表しております。これについては供用開始、建設年度を表しております。黄色の部分で塗っている平成5年から14年度にかけての10年間でほぼ丹波市内の下水道が整備されてきました。今が15年から25年経過している施設になりまして、機械等電気設備につきましては15年から25年が耐用年数になりますので、先ほども出ました長寿命化ということで機械の更新等を実施しております。以上が現状ということでございます。

続きまして下の段に移りまして、下水道事業の将来の課題ということで、人口や使用

料の減少についてグラフに表しております。青色が人口でございまして、合併後平成 17 年から平成 41 年の 25 年間の現状と推移ということで、だいたい真ん中の平成 27 年のところが現状の値となっております。このグラフを見ていきますと人口については約 25%、25 年間で減っていきまして、使用料につきましてもピーク時から比較しますと約 20%減ってくるということが分かります。ということで事業がますます厳しくなってくるということがわかると思います。

続きまして、次のページの上段、課題解決に向けてということで、問題としましては①人口減少による使用料収入の減少、②処理水減少による施設余剰能力の増加ということで、今現在人口減少によりまして施設の稼働率がだいたいどこの施設も 50%程度ということで、同じ機械を使っておりますもある程度動かさなければならぬ維持費がかかるということで大変効率の悪い運転をしております。続きまして③施設の老朽化による改築費の増加ということで、今の機械、電気等改築しておりますまた 50 年経ちますと建築物の耐用年数がまいます。そうするとまた大規模な改築を実施していかなければならないということが課題であります。そうしますと、将来、下水道事業が継続不能ということになってきます。それを回避するためにはということで今回処理区の統廃合による下水道事業の合理化が求められます。統廃合をするにあたりまして、核となる処理区（主に公共、特環）と隣接する小規模な処理区を統合して小規模なものを廃止していくことを軸にしまして、余剰能力を活用し処理場の増設はしないということ、合併浄化槽区域の編入はしないというこの 3 点を挙げまして計画を立てております。

それを基に下の段の統廃合計画についてイメージ図を載せております。ピンクで表したものが公共下水道です。青が特環の公共下水道、緑が農集、黄色がコミプラということで、主に特環の公共下水道に農集、コミプラ等を統合していくということでこれを開始していきますと 35 施設が 18 施設になるということでございます。

それから裏面を見てください。これが丹波市内の処理区域図でございまして、統廃合後の処理区域ということで色分けをしています。赤色が公共下水道ということでほとんどが公共下水道になるということでございます。

最後に統廃合のスケジュールについてですが、平成 29 年度、和田西からスタートしまして平成 36 年度までを一応の区切りとしております。氷上北につきましては今のところ統廃合する容量がないので、コミプラの 2 施設を廃止する予定にしておりますが、かなり先の話になってきますので今のところの状態であるということになっております。和田西としていますが、住民説明会等をしておりまして地元の合意を得られるところから順次計画等を変更しながら、できるところから統廃合を実施していきたいと考えております。以上で、簡単ではございますが統廃合の説明といたします。

(会長) ありがとうございます。只今ご報告のありました中で何かご質問、ご意見等はありませんか。

(委員) 戦略的事業とはどういうものか、補助金についてもお聞きしたいのと、雨水の処理施設について 35 施設の豪雨対策は大丈夫なのかお聞きしたい。

(近藤課長) まず 1 点目に戦力的事業とはどういうものかということでございますが、重点的な事業として位置付けているのが戦力的事業でございます。

豪雨に対する対策でございますが、皆様ご存じのとおり浄化センターと言いますのは山際や川付近に建っております。そういうことで市島の豪雨災害につきましても前山地区が大きな被害を被ったことで、やはり前山浄化センターも被害を被ったわけございまして、なかなか、大雨に対する防衛策というのははっきり言いまして難しいです。地震に対する施策は国の補助金等があり対策はとれていますが、雨という自然災害はなかなか難しいところです。

現状としましては市島の場合ですと浄化センターが使えなくなったという時点では、バキューム車を配備しまして汚水を途中で引き抜いて近隣の浄化センターで処理したり、仮設のトイレを設置して使用していただいたりといった対策が主にあるかと思えます。その間に早期復旧を目指して工事を進めるということでございます。以上です。

(委員) 補助金については。

(近藤課長) 戦力的事業に対する補助金ですね。公共下水道の長寿命化事業については国の補助金がございますし、雨水対策事業については今回東部雨水ポンプ場を改築するわけでございますけれども国の補助がございます。農業集落排水施設の機能強化対策事業につきましても県の補助金がございます。下水道施設の統廃合事業につきましても国の補助金、戦力的事業につきましてもほとんどが補助金の対象となっております。不明水調査、止水工事につきましても下水道事業会計で対応します。

(会長) はい。今、とんでもない時間雨量の時代が来ていますから、現状を見て豪雨対策についても検討していくことになるでしょうね。

(近藤課長) 今回の福岡の豪雨でも処理場がだいぶ被害を受けたと聞いております。そういったことで国全体として色々な施策が出てくるかと考えています。

(委員) 分かりました。もう一点よろしいか。統廃合計画について地元協議や話し合いをしていかないといけないと思いますが、これから全部、地元協議を行うのか、必要がないのか教えてください。

(近藤課長) 統廃合計画における地元協議については、今年の1月から3月にかけて関係します各地域の自治会長会におきまして事業の説明をいたしました。その後に浄化センターの設置してある自治会、いわゆる集落ですね、一番合意をいただかなければならない地域でございます。ここにすべての汚水が集中して入ってきまして、一番心配なところでございます。そういったところを、今年度に入りまして関係のある集落への説明は今現在させていただき、9月以降も順次、設置集落についてはご説明させていただきたいと予定しております。

先ほど申し上げました通り、なかなか一筋縄ではいかないもので、事業として進めてもらったらよいという合意はなかなか得られない状況でございます。何回も足を運びながら地元合意を持ってこの事業を進めていかなければ後々問題を起すことにもなりますし、そういったところは慎重に事業を進めてまいりたい。そうしたところで今年度計画しております和田、小川についても現在協議を進めている途中でございますけれども合意をいただいている状況でありまして、他の地域にも入った中で、合意を得られたところから先行して事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 近藤課長丁寧にご説明ありがとうございます。

他ございませんか。ないようです。

ありがとうございます。丹波市の現状や取り組み状況の説明を受けて、各委員が認識し、今後の審議会につなげていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に(4)その他に移ります。これにつきまして事務局から説明を求めます。

(4) その他

(事務局) 失礼します。その他の説明としまして、冒頭で設置条例の説明をさせていただきました中で、委員の人数が18名以内となっております。現在15名の方にお世話になっております。使用料や受益者負担金等について丹波市は高いというご意見をたくさんもらっています。議会でもそういったご意見を頂戴しておりますので、今後、他市との比較や研究をしながらその見直しを事務局の方で行っていきたいと考えております。

その中で今現在、基本料金が10㎡までで税抜2,700円と、使わなくても3,000円近くいただいている状況の中で、20㎡使用した時の県内各市町村の比較として県下で2番目に高いという状況です。そのあたりが、丹波市の状況としては、一人住まいや高齢者の方、少数家族の方にとっては非常に高く負担が大きいというご意見をいただきます。使用料全体としては予算の経費の内3分の1を占めている重要な財源でございますので、収入を下げることはできないのです。今、大口使用者にもそれ相応の負担をしてもらう方法で考えています。大口使用者である工場や商業者の方に負担を求めていくためには

その方たちにも意見をいただかなければならないだろうということで、丹波市商工会に依頼しまして商業者関係から代表者1名、丹波市工業会に依頼をしまして工業者関係から代表者1名を委員として選出していただこうと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。

(会長) 今、事務局から説明のありました商工会と工業会から各1名ずつ委員に選出してはどうかということではありますが、皆さんどうでしょうか。

特に意見はないようです。

(事務局) それでは、順次進めさせていただいて、任期の途中ですが委員として選出していただいたら今後の審議会には入っていただきます。

(会長) はい。よろしくお願ひします。

その他、何かございましたらご意見を賜りたいと思いますが何かないでしょうか。なければ、閉会に入りたいと思います。

8. 閉会

(会長) 閉会の挨拶を副会長お願いします。

(副会長) 本日は、暑い中大変ご苦勞様でした。慎重にご意見いただきましてありがとうございました。丹波市下水道事業における課題や取り組みをお伺いし、基本的なところを少しご理解いただけたのではないかと思います。

今後は下水道使用料等の様々な課題について、当審議会で審議する機会があると思います。その際には委員の皆様の活発なご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

次回開催日は、内容がまとまりましたら、事務局より連絡していただきますのでよろしくお願ひします。

それでは本日はこれにて閉会といたします。皆様ありがとうございました。

終了時間 午後3時15分